

## 2008年版 社労士 過去問講義 法改正対応表

本書発刊後、2008年4月18日までに施行された法令について、追録として「法改正対応表」をここにお届け致します。

頁	該当箇所	旧	新
14	問E	(雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者)	(当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者)
15	問E	契約期間が1年以下の労働契約を更新して1年を超えて継続勤務している場合、初回の契約締結時から1年を超える労働契約を結び、実際に1年を超えて継続勤務している場合	有期労働契約を3回以上更新している場合、契約期間が1年以下の労働契約を更新して1年を超えて継続勤務している場合、初回の契約締結時から1年を超える労働契約を結び、実際に1年を超えて継続勤務している場合
21	問B	右記に差替え	(参考問題)法18条の2の規定は、労働契約法の施行に伴い、同法16条において定めることとされ、労働基準法上削除された。
77	問A	右記に差替え	(参考問題) 客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない
77	1	右記に差替え	(参考問題)法18条の2の規定は、労働契約法の施行に伴い、同法16条において定めることとされ、労働基準法上削除された。
81	B、C	右記に差替え	B (参考問題) に達しない C (参考問題) 労働契約
81	1 3行目以降	右記に差替え	なお、従来法93条の規定は、労働契約法12条において定めることとされ、改正により、「労働契約と就業規則との関係については、労働契約法12条の定めるところによる。」こととされた。
195	則8条各号	追加	なお、設問のほか、「要介護状態にある配偶者、子、父母、配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母

			及び兄弟姉妹の介護(継続的に又は反復して行われる者に限る。)」が追加された。
465	ここを押さえる	44,400 円	62,100 円 (多数該当の場合は、44,400 円) (当分の間、44,400 円)
503	解説	算定を行い合算する。(令 42 条 2 項・3 項)	算定を行い合算する。なお、本問は、経過措置により据え置かれた高額療養費算定基準額により、計算している。(令 42 条 2 項・3 項)
797	問 D 1 行目	雇入れの日から起算して 1 年を超えて	当該契約を 3 回以上更新し、又は雇入れの日から起算して 1 年を超えて
797	問 D 4 行目	契約期間が 9 か月であるため	契約の更新が 2 回であり、また、契約期間が 9 か月であるため
945	解説 1	追加	なお、平成 20 年度に属する月分の額は 14,420 円であり、平成 20 年度の保険料改定率は 0.999 である。したがって、平成 20 年度の実際の保険料額は、14,410 円となる。